

県政調査報告書

平成 27 年 11 月 19 日

県議会議長 土 井 りゅうすけ 殿

会派名 民主党・かながわクラブ

団長名 たきた 孝 徳 

(署名又は記名押印)

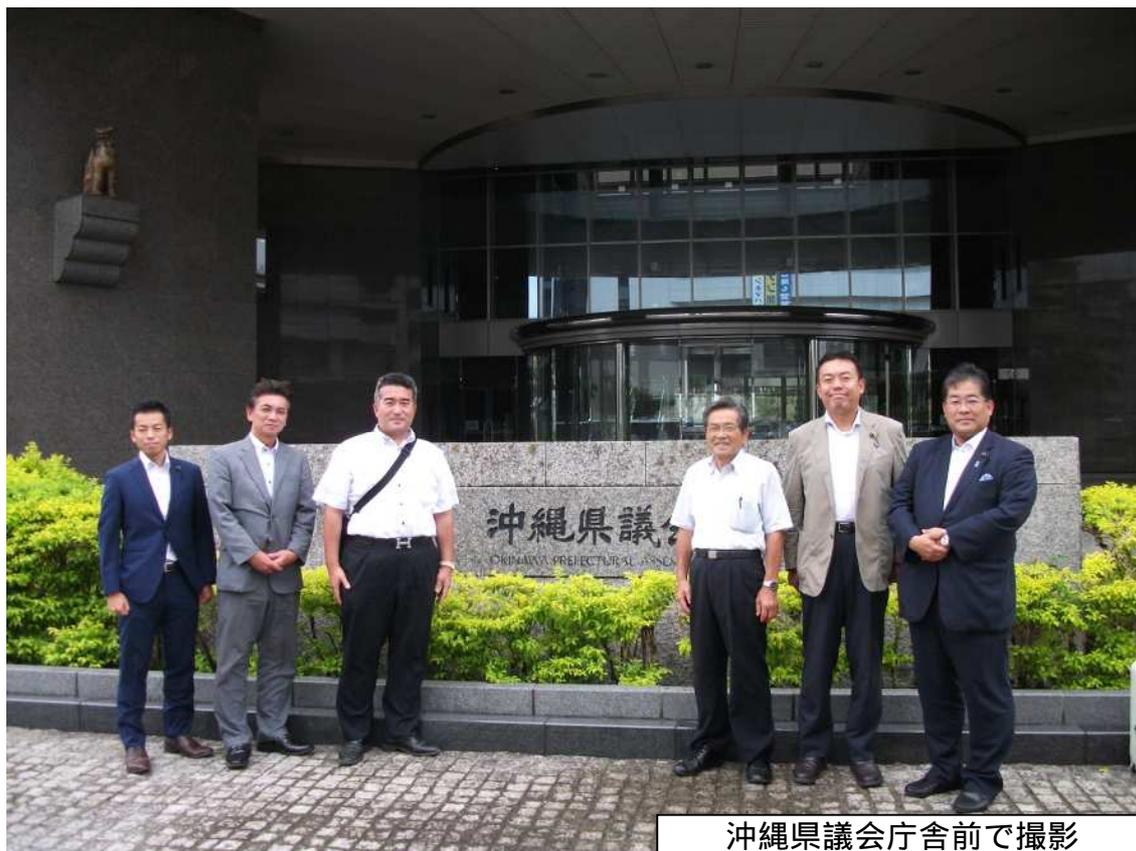
県政調査を次のとおり実施しましたので、報告いたします。

1 調査議員	(調査団長) 高 谷 清 (団 員) たきた 孝 徳 てらさき 雄 介 浦 道 健 一 いとう 康 宏 米 村 和 彦
2 調査目的	戦後70年という節目を迎え、沖縄における米軍基地対策及びその跡地利用並びに平和に向けた取組とともに、八重山諸島における津波防災対策について調査することにより、本県における今後の施策の推進に資する。
3 調査期間	平成 27 年 8 月 17 日～19 日
4 調査地	沖縄県
5 調査内容	・調査内容は、別添のとおり ・経費は 合計1,108,820円であった。



民主党・かながわクラブ 県政調査報告書

沖縄県



(左から、米村 和彦 議員、浦道 健一 議員、たきた 孝徳 議員、
高谷 清 議員(調査団長)、てらさき 雄介 議員、いとう 康宏 議員)

平成27年 8月17日(月)～19日(水)

米軍基地の対策及びその跡地利用について

1 米軍航空機事故時の対応について

日 時：平成27年 8月17日（月）13時30分～14時10分

場 所：沖縄県議会事務室

対応者：内閣官房沖縄危機管理官 藤野氏ほか



(1) 沖縄県内における米軍関連事故に対する対応について

米軍関連事故が発生し、必要があると判断された場合に、沖縄危機管理官をチームの長とする「米軍事故対応現地緊急対策チーム」を設置している。このチームは、沖縄危機管理官とそのスタッフのほか、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局及び沖縄県警察本部などが参加しており、海が関わる事故である場合は第11管区海上保安本部も参加している。このような関係機関で構成されるチームにより、沖縄県内における米軍関連事故現場において連絡調整を行い、政府として現地における的確な初動体制の確保に努めている。

なお、内閣官房沖縄危機管理官は、平成16年8月13日に沖縄国際大学での米軍ヘリ墜落事故を受け、米軍事故が発生した場合の現場レベルでの関係機関との連携強化を目的として、平成16年10月15日に内閣総理大臣決定により、同月27日に内閣官房に設置されたポストである。

(2) 平時における取組について

事故発生を想定した訓練の実施や関係機関における連携・意思疎通が重要であることから、次のことを実施している。

ア 米国との合同訓練

日米の関係機関において、次のとおり、合同訓練を実施している。

(ア) 合同図上訓練

合同図上訓練は、日本側は沖縄危機管理官、米国側は在日米軍沖縄事務所長の主催で、毎年1回、会議室等の机上で実施している。

参加メンバーは、日本側は米軍事故対応現地緊急チームのほか、想定事故発生現場を管轄する警察署や消防本部などであり、米国側は在沖空軍、陸軍、海兵隊、海軍で、全体で70名程度の規模である。

訓練の内容は、「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用機事故に関するガイドライン」に基づいた対応の確認を中心に、日米双方の理解を促進するものである。

(イ) 合同実動訓練

合同実動訓練は、上記合同図上訓練を受けて実施しているものである。

上記図上訓練でのシナリオに基づき、現実に人、部隊、モノを動かし、年1回実施する。200名程度が参加する。

イ 米国との合同会議

「在沖縄日米危機管理会議」を毎年1回開催し、米軍航空機事故発生時における、関係機関との指揮系統や通報連絡の確認及びそれぞれ活動要領について説明するなど、万一の事故対応を協議し、共通の理解を深めている。

この会議は、沖縄危機管理官と在日米軍沖縄事務所長が共同議長となり、日本側は米軍事故対応現地緊急チームのほか沖縄県も参加し、米国側は在沖空軍、陸軍、海兵隊、海軍のほか在沖総領事館からも参加している。

ウ 我が国における合同協議会

在沖米軍関連事故が発生した際、現場における国として迅速な対応に係る体制を強化するための「沖縄県在日米軍事故対応に係る合同協議会」を毎年2回程度実施し、円滑かつ迅速な米軍機事故対応に向け、必要な事項について協議し、認識の共有化を図っている。

この協議会は、議長となる外務省沖縄担当大使のほか、沖縄防衛局長、沖縄県警察本部長、第11管区海上保安本部長、内閣官房沖縄危機管理官を構成員としている。

協議会の幹事会は、必要に応じて随時実施しているが、幹事会は、沖縄危機管理官を議長とし、いわば、合同協議会の担当者会議として機能している。

(3) 質疑

Q：平成25年に神奈川県三浦市で米軍ヘリの墜落事故が発生した際、県と米軍や三浦市とのホットラインがなかったことが問題となったが、沖縄県の状況はどうなっているのか。

A：特別なホットラインはなく、電話などの方法を通じて情報のやり取りを行っている。

例えば、110番で住民からの事故発生の通報があった場合、沖縄県警察本部から沖縄危機管理官、米軍その他関係機関というのが通常の情報の流れだが、この辺りは訓練での確認事項となっている。

県や市町村への情報は、直接的には沖縄防衛局の対応だが、スムーズにできるよう確認している。

Q：その他の沖縄危機管理官の日常業務は何か。

A：訓練や会議に向けた準備やその企画立案、連絡調整である。

その他危機管理体制の見直しについての企画立案や、米軍との日頃からの情報交換も行っている。

Q：神奈川県において参考になることは何か。

A：「日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用機事故に関するガイドライン」を、関係者にしっかりと周知し、忠実に動けるようにすることが大切と考える。

初動対応の連絡体制は、人事異動等で職員の変更があっても齟齬が生じないように随時更新すること、関係機関相互間で日頃からの情報共有が重要と思う。

(4) 考察

本県は、沖縄県に次ぐ全国2番目の基地県であり、過去に米軍のヘリコプターの墜落事故も発生しており、他人事ではない。これは基地を抱える都道府県共有の課題である。

本県でも、沖縄県と同様に、日米間での訓練が行われているが、県民の安全・安心に向けては、合同訓練だけでなく、日頃からの関係機関の間における適切な連絡体制の構築及びその継続が最も重要であると実感した。

2 米軍基地の跡地利用について

日 時：平成27年 8月17日（月）14時10分～14時40分

場 所：沖縄県議会事務局

対応者：沖縄県企画部企画調整課 高嶺氏ほか

(1) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の策定経緯について

平成8年の沖縄に関する特別行動委員会、平成18年の日米安全保障協議委員会を経て、平成25年4月の在日米軍施設区域に関する総合計画において、嘉手納飛行場より南の6施設の米軍基地の返還区域（約1048ha）及び返還時期が示された。

沖縄の復帰後、約5485haの駐留軍用地が返還されたが、これまでの跡地利用は、市町村独自の計画でなされてきた。

とりわけ中南部都市圏の跡地利用は、那覇新都心地区に代表されるように都市の中核施設として大規模な商業施設を備え、市街地を形成し、大きな経済的効果を生み出してきた。



しかし、これらの大半は商業施設及び住宅地建設であり、今後もこれまでと同様に各市町村が独自の計画で進めた場合、跡地相互の競合による問題や、良好な環境形成に繋がらないことが懸念される。

そのため今後は、広域的、長期的な観点から全体の発展につながる跡地利用計画が必要となる。

そこで、沖縄21世紀ビジョンにおいて、中南部都市圏における返還予定の跡地開発は、長年基地が存在することによって歪められてきた中南部都市圏の都市構造の再編するチャンスであり、これらの跡地利用により、沖縄県の自立経済の構築につなげるべきと示されている。

こうした視点を踏えて、平成25年1月、県及び返還が予定されている基地が存在する6市町村が共同で作成したのが「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想」である。

(2) 中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想の内容について

ア 目標

本広域構想は、「各跡地の特性を活かしつつ、広域的観点からの連携

した開発により、中南部の都市構造を再編し、機能を高度化した、沖縄全体の発展につながる100万都市の形成」というコンセプトの下、「跡地活用による幹線道路の整備、公共交通ネットワークの構築」、「自然環境と歴史文化の保全・再生による豊かな都市環境の形成」、「跡地振興拠点地区の形成による自立経済の構築」を跡地利用の目標としている。

イ 基本方針

基本方針は3つあるが、一つ目として、「広域交通インフラの整備」である。

基地の存在により、交通渋滞や都市の分断などが生じていることから、跡地を活用した広域的な幹線道路や鉄軌道を新たな公共交通として整備する方針である。具体的には「中部縦貫道路」や「宜野湾横断道路」等の広域的な幹線道路の整備、鉄軌道を含む新たな公共交通システムの導入、基幹バスシステムやライトレールなどの導入も検討している。

二つ目は、「広域的な公園・緑地の整備」である。

中南部都市圏は、沖縄戦や戦後の急激な都市開発で緑地の多くが失われた。跡地に残された緑地を保全し、新たな緑地を創出していくことで、緑のネットワークを形成したい。特に、普天間飛行場跡地では、平和希求のシンボル及び広域防災拠点として100ha 程度の大規模公園の整備を目指しているが、各跡地においても20%程度以上の公園・緑地を確保することを目標としている。

三つ目は、「跡地振興拠点地区の形成」である。

沖縄県の自立的な経済発展を担うべく、跡地では産業の振興と機能の展開が重要である。リーディング産業の振興や機能の立地を目的として「跡地振興拠点地区」を各地跡地に導入する。想定する産業・機能のタイプは、各跡地の特性を踏まえ役割を分担する方向である。

上記3つの基本方針の下、地元6市町村の土地利用計画も踏まえ、跡地ごとの利用構想をまとめたものが、「中南部都市圏駐留軍用地跡地利用広域構想図」である。

例えば、普天間飛行場跡地は、再整備のコンセプトを「平和シンボルの国際的高次都市機能を備えた多機能交流拠点都市 - 新たな沖縄振興拠点 - 」とし、公園緑地や広域道路や鉄軌道が配置された計画としている。



(3) 質疑

Q： 神奈川県内でも、最近米軍基地が複数返還され、今後跡地利用が推進されることになるが、沖縄県での基地跡地の民有地買取り状況について伺いたい。

A： 平成24年、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法が施行され、県や市町村が跡地の先行取得ができる制度が盛り込まれた。これは、国が特定駐留軍用地に指定すると、県や市町村が都市計画法11条に規定する施設を設置する場合、その内容等を公表すれば、先行して売買交渉できるもので、公有地の拡大の推進に関する法律の仕組みを踏襲したものである。

土地取得財源は、沖縄振興特別推進交付金制度があり、この交付金を財源として基金を積み立て、その基金により土地取得ができる。

普天間飛行場の場合、約9割が民有地であり、現在、土地の買取り事業を実施している。

Q： 跡地返還が実現すると国から地権者に支払われる賃借料はなくなるのか。跡地整備には時間を要し、その期間に地権者からの固定資産税を徴収できないと財政的な痛手もあると思うが、どうか。

A： 返還決定後、国は、跡地の土壌汚染や不発弾の有無などを調査し、原状回復等の支障除去処置を行う。この期間は、賃料に代わり補償金が支払われる。

そして、土地返還後3年間は地権者に対して跡地給付金が支給される。この期間内に区画整理等の事業認可がなされると、さらに継続して特例給付金が支給される。これにより、給付金受給資格を得るために事業に着手しようという動機付けに繋がっていると考えられる。

Q： 軍用地に係る地主会から跡地利用に関して要望はあるのか。

A： 跡地利用計画の策定は、基本的に市町村が行うが、協議の場には、地主会も入り意見を聞くことになる。県は、先行取得できる土地の面積要件緩和の要望を受けた。

Q： 神奈川県では、返還される基地の土地所有者が高齢化し、跡地利用に係る合意形成が困難となっているという事情もあるが沖縄ではどうか。

A： 同様の事情はある。

宜野湾市では、地主の子や孫の世代で若手会を組織し、自治体と意見交換を定期的に行っている。若手会では、定期的に勉強会を実施、年1回地主会の役員に発表し、地主と若手会との意思疎通も図っているようである。

Q： 神奈川県では、「来年返還する」というような、急なこともあるが、沖縄ではどうか。

A： 西普天間地区は、平成25年度に返還決定され、平成27年3月に返還された。2年ということで、地元でも頻繁に協議を行い、跡地利用の検討をしたという経緯がある。

(4) 考察

本県でも、上瀬谷通信施設の跡地や相模総合補給廠の一部返還なども実現された。

基地返還跡地の利用計画に関しては、一義的には地元市が策定するものであり、両基地とも、地元である横浜市や相模原市が中心となって跡地利用計画を進めている。

しかしながら、本県には市町村を跨ぐ基地も存在し、こうした場合の跡地利用に関しては、広域自治体としての県の役割も十分期待される所であり、沖縄県の広域的な関わり方は参考となった。

また、基地跡地の利用に関しては、当該跡地を取り巻く環境によって異なるが、現地の状況を正確に把握し、どのようなニーズがあるのかを分析、検討した上で進める必要があると実感した。

3 普天間飛行場見学

日 時：平成27年 8月18日（火） 11時～11時30分

場 所：嘉数高台公園展望台

沖縄県における米軍航空機事故の備えた対応や米軍基地返還後の跡地利用について調査した。米軍基地が集中する同県においても、特に、市街地に隣接している普天間飛行場を間近に一望できる嘉数高台公園展望台にて、同飛行場を見学した。



米軍航空機事故に備えた日米合同の図上訓練等を行うきっかけとなったのは、平成 16 年における米軍ヘリコプターの沖縄国際大学敷地内への墜落事故であるが、同大学は市街地の中にある普天間飛行場に近接している。

実際、同基地は、宜野湾市の中央部の 25 パーセントを占め、基地の周辺には、住宅のほか、学校（小学校 10 校、中学校 5 校、高等学校 4 校、大学 1 校）や病院等の市民生活に欠くことのできない施設が近接している。



本県でも厚木飛行場の騒音問題を抱える中、約 480 ヘクタールにも及び、騒音も 100 デシベルを超える地区もあるという普天間飛行場を見学した。

当日は、航空機の離着陸も頻繁に行われ、基地内の滑走路を離れた航空機が轟音をあげて離着陸する光景を確認でき、また、住民の頭上近くを航空機が通過する際の騒音は自動車のクラクションのような相当なものであることが実感できた。その上、過去沖縄県内での航空機関連事故が 41 件にのぼる事実も踏まえると、毎日頭上を飛行する住民の不安感も理解できた。

4 ギンバル訓練場の跡地利用について

日 時：平成27年 8 月18日（火）13時～14時30分

場 所：沖縄県金武町

対応者：金武町副町長 池原氏ほか

（1）金武町と米軍基地について

金武町は沖縄本島のほぼ中央に位置し、人口約 1 万 1 千人の町である。町域は東西約13km、南北約 8 km、総面積は37.76 k m²で米軍基地が町面積の58%を占めている。

金武町は古くから水の都として知られ、豊かな湧き水を利用した田芋が特産品として人気があり、町を流れる億首川にはマングローブ郡が存在するなど、自然豊かな場所でもある。また、沖縄県海外移民発祥の地やタコライス発祥の地としても知られている。

昭和20年の沖縄戦で、上陸した米軍が並里・金武の住民を現在の中川地区に移して、キャンプ・ハンセン地域に金武飛行場を設営した。戦後、一時放棄されたが、昭和22年夏頃から実弾射撃訓練場として再び使用が開始されたのが、金武町における米軍基地の始まりである。

現在の金武町に所在する米軍施設は「キャンプ・ハンセン（面積51.099 k m²。複数の市町村にまたがり、うち金武町は21.448 k m²）」、「金武町レッド・ビーチ訓練場（面積0.014 k m²）」、「金武町ブルー・ビーチ訓練場（面積0.381 k m²）」の3つから構成されている。これらは全て海兵隊が管理し、演習場として使用されている。

このほか、ギンバル訓練場が存在したが、平成23年 7 月に返還され、現在この基地の跡地利用を進めている。



(2) ギンバル訓練場の跡地利用計画について

平成23年7月に返還されたギンバル訓練場の跡地については、平成24年12月に跡地利用計画である「金武町ふるさとづくり整備事業」を策定した。

同訓練場跡地一帯は、美しい海岸線やマングローブが群生する億首川、田芋や稲などの水を湛えた田園風景が広がる豊かな自然環境である。このような地域特性を活かし、ウェルネスの里づくりを目指し、診療や医療の充実、健康増進と心身の癒やし、さらには地域の発展に向け、関係施設等の設置を進めている。



「金武町ふるさとづくり整備事業」の概要について説明を受けた後、整

備事業地区を視察した。特に、「ヘルスケアセンター」及び「フッティングセンター」については、整備施設内の企業等の状況についても、具体的に調査した。

ア 地域医療施設

住民健診や特定検診を実施し、病気の予防、早期発見、治療を行い、地域住民の健康維持増進に努めるとともに、最新の放射線治療機器を導入したがん治療を実施する医療施設として「北部メディカルクリニック」を誘致した。

イ ヘルスケアセンター

筋肉や骨、関節などの疾患、外傷を治療する整形外科。また生活習慣予防等の疾患予防のため運動療法を実施するヘルスケア施設である「金武町リハビリテーションクリニック」を平成26年4月に誘致した。



[施設名]金武リハビリテーションクリニック（総務課 宇良氏）

金武町が整備した施設に、医療法人ぎんばるの杜 金武リハビリテーションクリニックが入居している。ここでは、整形外科に加え、リハビリテーション科、麻酔科（ペインクリニック、疼痛治療）のほか、健康増進を目的としたフィットネスジム「メディカルフィットネスぎんばる」が併設しており、患者の治療、介護保険サービス、社会復帰支援のほか、金武町周辺における地元住民の疾病予防、健康増進に貢献している。



ウ フィッティングセンター

主に変形性膝関節症という高齢者の多くが抱える加齢性膝疾患の痛みに対処する義肢装具の製作を行う施設であり、町の施設整備にあわせ、本社を金武町に移転した。

[施設名]株式会社佐喜眞義肢 (代表取締役 佐喜眞氏)



同社の主な事業は、義肢・装具全般の開発・製造・販売・修理である。

製造する義肢装具は、特許を得たもので、オリジナル製品である「CBブレース」は独自の特許構造により開発され、関節の障害を抱える多くの患者をサポートし、県内外で広く活用され、域内の雇用にも貢献している。



エ 海洋療法児童リハビリセンター

発達障害児支援の充実を目的に3歳から18歳までの児童を対象とした児童デイサービス、海域でのトレーニングを含めて感覚統合療法を実施している「発達支援センターぎんばるの海」(学校法人智晴学園)を誘

致し、平成26年4月にオープンした。

オ ネイチャーみらい館

海、川、田園に囲まれた静かでのどかな場所に立地を生かし、県内でもめずらしい宿泊コテージを兼ね備えた自然体験学習施設を、跡地利用の先導的事業として、平成20年に開設している。

カ スポーツ施設

野球場やサッカーグラウンド様々なスポーツ施設の整備を進めているが、野球場については、平成23年から金武町ベースボールスタジアムの利用が開始され、東北楽天球団の春季キャンプとしても利用されている。

サッカーグラウンドは、県サッカー協会と連携しながら整備中であり、12月頃に完成予定である。

キ ホテルリゾート

その他民間投資として、ホテルを中心とした大型商業施設、飲食店などのリゾート施設開発も検討しており、誘致を検討している。

プロ野球球団やJリーグクラブチームがリゾートホテルに宿泊しながら、スポーツ施設を利用していただくことを視野に入れている。こうしたことが実現すれば、町の活性化に大きく寄与するものと考えている。

(3) 質疑



Q： ギンバル訓練場跡は、どのようなコンプトで施設を誘致するのか。

A： 沖縄の米軍基地所在市町村の活性化に向けた取組を推進するため、かつて内閣官房の私的諮問機関として「島田懇談会事業」があった。

金武町では返還の合意から返還まで15年の歳月を要したが、その間、島田懇談会事業のメンバーからいろいろな提案を受け、これらを参考にしながら各施設を誘致した。

Q： 跡地の整備に当たっては国の負担はどの程度なのか。

A： 90%が国の予算であるが、残りの10%相当額も、交付税措置される

ので、実質100%の国負担である。ただし、最近は補助率80%になり、市町村の持ち出しが生じている。

(4) 考察

金武町の取組は着実な成果を挙げつつあり、基地の跡地利用という面でも、現地を拝見し、その状況をつぶさに確認することができたことは成果である。

しかし、何よりも、沖縄県の場合、実質 100%の国負担による施設整備が行えたという点も考慮しなければならないと思う。

こうした制度があるのは、沖縄の基地負担が全国の中でも突出していることが理由であろうが、沖縄に限らず基地がある以上、その地元自治体は相応の負担を抱えている。

本県においても、基地の返還に当たっては、沖縄と同様とはいえないものの、全国第2位の基地県として相応の配慮がなされるよう、国に対して求めていく姿勢も必要であろうと感じたところである。

平和に向けた取組について

1 平和学習について

日 時：平成27年 8月17日（月）15時～15時20分

場 所：沖縄県議会事務室

対応者：沖縄県子ども生活福祉部 平和援護・男女参画課 平田氏

沖縄では、戦争で犠牲になった多くの御霊に哀悼の意を表し、2度と戦争を繰り返さないため、6月23日を慰霊の日とし、休日としている。

戦争の教訓を正しく次世代に伝えるため、次のとおり、様々な事業に取り組んでいる。

(1) 平和の礎について

平和の礎は、沖縄の歴史と風土の中で培われた平和のこころを広く内外に伝え、世界の恒久平和を願い、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられたすべての人々の氏名を刻んだ記念碑として終戦50年を記念して平成7年に建設した。

基本理念は、「戦没者の追悼と平和祈念」「戦争体験の教訓の継承」「安らぎと学びの場」の3つの柱で、糸満の平和祈念公園の中にある。刻銘碑には、現在24万1336名の名前が刻まれている。沖縄戦で亡くなられた人々の氏名を、敵味方と区別していない点に特徴がある。



(2) 沖縄平和学習デジタルアーカイブについて

沖縄県では、戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく伝え、全世界の人びとに私たちのこころを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与するため、ここに県民個々の戦争体験を結集して、沖縄県平和祈念資料館を設立するとのコンセプトで平和祈念資料館を設置している。

資料館は、「未来を展望するゾーン」、「歴史を体験するゾーン」、「住民のみた沖縄戦」などに分かれており、特に住民の証言や映像を「沖縄平和学習アーカイブ」として展開している。

沖縄平和学習アーカイブの趣旨は、戦争証言を多くの人々が見やすいようにデジタルコンテンツとして整備し、インターネットで公開した。これにより戦争を知らない世代に戦争の記憶の継承を促すことである。具体的には、デジタル地球儀にマッピングを行って、平和祈念資料館の600本あまりの戦争体験証言映像の中から72本、県公文書館が貯蔵する米軍沖縄戦記念写真の中から182点を掲載している。

証言映像や写真をグーグルアースにマップすることで、いつどこで誰がどのような体験をしたかを携帯端末からの閲覧もできる仕組みで、スマートフォンやタブレット端末に対応している。70年前にどのようなことがあったのか、スマホなどを見て戦場等の各地で歩きながら体験できる。

効果は、県内の小中高生の平和学習での利用を通して、戦争を知らない世代へも戦争体験の現状を伝えられている。また県外からの修学旅行生にとっても、事前の、現地の、事後学習のツールとして十分活用でき、修学旅行候補地としての魅力を高める効果も期待している。

このようにスマートフォンでその場にいながら、この場所で何があったかというのをクリックすると、証言者の戦争体験を動画を見ることができるという形で、現地で、今の沖縄と過去の沖縄の双方をみることは、戦争体験の継承に繋がると考えている。

(3) 沖縄平和賞について

沖縄平和賞という事業を2年に1回実施している。表彰は、アジア太平洋地域における平和・非暴力実現促進に貢献する活動をおこなった方々を対象とするが、今のところは、医療扶助や医療援助を継続して活動している方々が表彰されることが多い状況である。

(4) 質疑

Q： 平和祈念資料館では展示物の変更は随時行っているのか。

A： 基本的な展示物は平成12年のリニューアル後から変わっていない。

Q： 今後大幅に変更する予定はあるのか。

A： 資料館や県民などの意見を聞きながら、審議等を重ね、変更の方向で検討予定である。

Q： 「平和」についての考え方は、その人の価値観によって異なると思うが、どういうプロセスで展示内容を決定するのか。

A： リニューアルしてから20年となる平成32年がタイミングになると考えている。まだ、5年先であるので、具体的なことは今後となる。

2 平和教育について

日 時：平成27年 8月17日（月）15時20分～16時

場 所：沖縄県議会事務室

対応者：沖縄県教育庁県立学校教育課 新島氏



各学校の教育現場においては、戦争の風化が叫ばれる中、沖縄県の悲惨な実相を正しく後世へ継承することは重要であるとのスタンスに立ち、学校指導要領に沿って、平和教育を行っている。

県内の公立学校では、ほぼ100%の学校において、人権委員会を設置し、学校独自の平和学習を企画・運営している。委員は、生徒会顧問、ロングホ

ームルーム担当者、図書館担当者、学年主任等で構成され、生徒会、学校全体の企画として取り組んでいる。

特に6月の慰霊の日は、各校独自の取組として、「慰霊の日特設授業」「慰霊の日特設展示」「平和学習のフィールドワーク」「慰霊祭」など、児童生徒の発達段階に応じた取り組みを行っている。具体的には、講演会、巡検、平和集会、パネル展、音楽祭、演劇、ウォークラリー、清掃活動、短歌の作成、読み聞かせなど多岐にわたる。

このほか、関係者からのDVDの寄贈もあり、県内の高等学校や特別支援学校で活用してもらうこともある。地域で工夫された独自の平和の企画に生徒が自由に参加することや、県外からの修学旅行生との平和学習、交流会も行っている。

沖縄戦をどのように伝えているかという点では、平和祈念資料館において、「児童・生徒の平和メッセージ展」を企画し、小中高校生を対象に、図画、作文、詩を募集し、優秀賞などを展示している。これは毎年地元紙にも大きく取り上げられる。平和の詩の最優秀作は、6月23日慰霊祭において朗読している。

また、沖縄戦の体験者が年々減少する中では、今後、体験談を聞く形の講演会の継続が難しく、できるだけ能動的な平和学習へ転換させていく必要がある。そのため、今年度から、「平和行進」、「高校生代表者会議」、「平和学習ポータルサイト」の開設という3つの柱で取り組んでいる。

なお、平和学習の指導方法について、不安を抱える教員も多いので、指導案や手引き、事例集の作成など早急に対処していかなければならないと考えている。

これらの活動を通し、沖縄、日本、世界の平和のためにどのような考え方・行動が必要なのかを教えることが大切である。また、沖縄戦の背景や事実を正確に伝えることにより、戦争を繰り返さないためにできることは何かを自ら考えるとともに、体験者の心情に寄り添うことにより、他者を尊重する心も醸成できると考えている。

[質疑]

Q： 平和行進は、事前ないし事後の学習はあるのか。参加人数は。

A： 事前学習は各学校に任せているが、当日はワークシートを配布し、戦跡などでワークシートに記入しながら歩いてもらっている。「歩く」ことに重点を置いた取組であるため、記入も歩きながらできる範囲に留めている。目的地の平和祈念公園内にある平和祈念堂では、歩いた後に自由参加という形で平和学習に係る企画を開催した。事後は当日配布し

て作成したワークシートを学校に提出してもらっている。参加人数は約160人であった。

Q： 参加は各高校を通じてか。また、各学校の担任は参加されないのか。

A： 県内の各学校に案内をしている。参加した生徒は沖縄本島中南部の学校が多かった。教員にも引率参加を依頼した。

Q： 更新した9kmという距離については、どう評価しているか。

A： 2時間程度で歩ける距離なので、それほどきつくはないと考えていたが、「ひたすら歩くというのは初めての経験なので辛かった」という感想もあった。9kmは、当時の住民が歩いた道である。

Q： 平和学習ポータルサイトと沖縄平和学習デジタルアーカイブとは別なのか。

A： 別である。平和学習サイトは県教育委員会が独自に開発しているもので、今年度から開設している。地図データ上に県内の平和関連施設や戦跡を表示したり、平和行事の情報などを掲載している。

Q： 高校生代表者会議は今年度が初めてか。

A： 高校生代表者会議自体は、今年度開催で17回目である。ただ例年は高校生のマナーアップをテーマにしているが、今年度については通常のマナーアップに加え、平和についても考えようということでテーマを2本立てにして、時間を長くして開催した。

Q： 神奈川などでは、学校で習う歴史の授業は原始時代から始まって、昭和の戦争の時代に到達しないで終わってしまうということがよく言われるが、沖縄では戦争時代もしっかりやっている状況なのか。

A： 通常のいわゆる日本史の授業では、他県と同じで近現代史までなかなか手が回らない状況であるようである。そういうことから、学校設定科目で沖縄の歴史という授業に単位を持っている学校が20数校ある。

Q： 被爆地出身の私は小中学では原爆をはじめとした平和教育を受けた記憶がある一方、高校では平和教育を受けた記憶があまりない。高校生ともなると平和に対する価値観もしっかりしてきており、平和教育も難しくなるのではないか。

A： 小中学生は素直に教員の言うことを聞くことが多いので、小中学校の

教員から平和学習についての不安の声は聞かないが、高校の教員からは指導方法について不安の声もあるので高校生向けの学習を念頭に指導案を作成したいと考えている。

Q： 平和学習で効果的と思われるものがあれば、お聞かせ願いたい。

A： 先日実施された名護高校の自作自演の平和劇というのは、小学校で劇の形式は多いが、高校では珍しいので新聞に掲載されるなどの反響があった。

3 沖縄県平和祈念資料館について

日 時：平成27年 8月18日（火） 9時10分～ 9時40分

場 所：沖縄県平和祈念資料館

対応者：新垣氏

（1）概要

平和祈念資料館の設立理念は、戦争の犠牲になった多くの霊を弔い、沖縄戦の歴史的教訓を正しく次代に伝え、全世界の人びとに私たちのことを訴え、もって恒久平和の樹立に寄与する、ということである。

沖縄のころとは、人間の尊厳を何よりも重く見て、特に平和だけでなく、人間性の発露である文化をこよなく愛する心である。その理由は、沖縄戦で合計20万人以上の方が亡くなられただけでなく、それまで沖縄が培った文化、歴史文化を全部焼き尽くされてしまったからである。

沖縄県の平和祈念資料館では、資料館と学校との平和教育との連携を図る観点から、県職員11名のうち6名が教員であり、これは他の資料館には見られないことである。



（平和祈念公園から見た平和祈念資料館）

(2) 平和教育等の取組について

平和祈念資料館では、常設展において沖縄戦の概要のほか、沖縄戦当時の様子、住民の証言が145件、証言映像が1000件ある。こうした展示により、平和の大切さを学習してもらうようにしている。特に、来館した子どもたちの感想を読むと、こうした住民の証言が心に残っているようである。

県内の生徒の見学に対しては資料館職員が講話しているが、県外の学校に対しては、体験者友の会の方々や地域のボランティアの方からお話をしてもらっている。

展示のポイントとか概要をお話しながら見学するので内容が分かりやすいと好評である。

また、参考として、実物資料などを県内外の学校に貸し出している。例えば、証言映像のDVDなどは、修学旅行に来る前の事前学習に活用され、こういったものを見た上で来館すると、また内容的に充実した学習ができるものと考えている。



(説明を受ける調査団)

(3) 関連施設での取組

平和祈念資料館は、県立平和祈念公園の中に立地するが、この公園内にある「平和の礎」の散策などにより、当時の状況に思いをはせることができるようになっている。

実際、資料館に訪れずに、平和の礎だけを見学する学校もあるようであり、平和の丘の散策も行える。





この平和祈念公園には、亡くなった方の多くの慰霊碑が存在している。

そのうちのひとつに、神奈川の塔がある。

神奈川の塔には沖縄戦で亡くなった本県の人々が1,678名。そのほか太平洋戦争で亡くなった人が、39,002人、合計40,680人の人たちの慰霊碑として、戦後20年に当た

って本県が昭和40年に建立、その後平成26年、県民等の寄附を受けて改修している。視察に当たり、多くの戦没者の慰霊に思いをはせた。

なお、この平和記念公園は、県内の子どもたちが遠足や社会見学で来訪しており、また、平和を学ぶ目的のほか、憩いの場としても、県外の方々が多く訪れている。

(4) 質疑

Q： 県職員11名のうち6名が教員ということだが、このような体制は設立以来のものか。

A： 平成12年以前の旧館時代には、学芸員は在籍していたものの教員はいなかった。平成12年に現在の平和祈念資料館になった後、資料館と学校との平和教育との連携を図る観点から当時の初代館長の発案で教員が配置された経緯がある。

Q： 資料館と学校との平和教育との連携を具体的にお聞かせ願いたい。

A： 沖縄戦は基礎的なものを理解できていないと、なかなか子どもたちに自信をもって教えられない。当館に配属された教員が学校現場に戻ったとき、周囲の教員の指導まで目配りできるという波及効果がある。

また、学校とやりとりするが、こちらが教員であると学校現場とのコミュニケーションも円滑に進む。

今後懸念されるのは、沖縄戦の体験者が徐々に失われることである。戦後70年になり戦争体験者も少なくなっている。今後は資料館の証言映像などを使いながら、体験者に頼らない形で子どもたちに戦争の話を継承していきたい。

Q： この資料館で勤務経験がある教員はどのくらいいるのか。

A： 正確な数字は把握していないが、概ね3年勤務で、50～60人程度いるのではないか。

Q： 設立理念にある「沖縄戦の歴史的教訓」というものをどのように考えるか。

A： 大きな視点と具体的な視点があって、大きな視点は戦争は人間が人間でなくなってしまうということ、具体的な視点は非常に多くの住民が犠牲になったという点である。軍隊と住民の犠牲者数は、数の上では9万人ずつであるが、直前に2万5千人の住民が軍隊に登録されて、ほとんど軍事訓練が受けられないまま戦死した。戦争は通常、軍隊同士で戦うものだが、沖縄戦では軍隊の約2倍住民が犠牲になった。資料館ではそうした沖縄戦の悲惨な実相を伝えるため、集団自殺、食料の強奪、壕の追い出しなどについて展示している。

Q： 子どもたちが一番興味を示すものは何か。

A： 実物資料である。

特に砲弾の破片。見た目以上にずしりと重い。これを子どもたちに持たせると重さに驚く。その上でこれが凶器になる、雨が降るようにビュンビュン飛んでくる、人間の体が破裂して、人体の肉塊や内臓が辺りに散乱したり飛んでくる、その中を必死に逃げ回った、といったような体験者の証言を聞かせると、子どもたちによく伝わる。

4 八重山平和祈念館について

日 時：平成27年8月19日（水）10時45分～11時30分

場 所：八重山平和祈念館

対応者：川上氏ほか

(1) 八重山平和祈念館について

八重山平和祈念館は、「戦争マラリアの実相を後世に正しく伝えるとともに、人間の尊厳が保障される社会の構築と、八重山地域から世界に向けて恒久平和の実現を訴える平和の発信拠点の形成を目指す」という基本理念の下に建設された。

戦争マラリアは、沖縄戦当時、軍の疎開命令によって八重山諸島の住民の多くが、蚊を媒介にしてマラリアに罹患したことをいう。

石垣島をはじめとする八重山諸島は当時マラリアの有病地帯と無病地帯が存在し、住民の人口は無病地帯に集中していたが、旧日本軍が強制的



に住民をマラリア有病地帯に疎開させられた。軍は避難先がマラリア有病地帯であると認識しつつ疎開命令を出したとも言われている。

その理由は、米軍が上陸してきたときに住民がいると邪魔になるため、軍事施設を建設する際多くの住民が動員されていることから米軍に捕捉された住民がその情報をしゃべられると困るため、住民の豊富にあった家畜等を軍の食料にするため、ということが挙げられている。

戦争マラリアが原因で、八重山地域には米軍が上陸しなかったにもかかわらず、全人口 31,701 人のうち 16,884 人がマラリアに罹患し 3,647 人が死亡した。

沖縄戦で多くの人々が亡くなったことは多くの方々が承知しているが、石垣島でこのような惨事があったことは、本島の人々にもあまり知られていない。そうした意味でも、当時のことを展示する本資料館の意義は大きいと考えているとのことであった。



(2) 平和に向けた取組について

平和祈念館では、平和学習の一環として、高校生平和ガイドを養成するため、今年の2月から3月にかけて、講座を実施した。

開催趣旨は、高齢化により沖縄戦体験者が減少し、戦争体験が風化することが危惧されているなか、八重山平和祈念館の基本理念に基づき、沖縄戦や八重山戦争マラリアの実相を伝え、



平和の尊さを次世代につなげるため、高校生平和ガイドの養成講座を行うこととするというものである。

対象は高校生に絞り、八重山地域の高等学校に呼びかけた。内容は4回に分かれて講座を開催し、平和祈念館の設立の経緯とか、石の声という戦争のアニメを見たり、館内の展示物の閲覧や解説経験、島内の戦争遺跡を見学、戦争体験者の話を聞いたりするなどである。第1回目である今年の参加者は2人であった。

(3) 質疑

Q： 来館者は地元より観光客の方が多いのか。

A： 観光客の方が多いと思う。

Q： 高校生平和ガイドは特別支援学校の生徒も対象なのか。

A： 募集の対象であるが、今回実際に講座を受けに来られた生徒はいなかった。

Q： 仮にいたときに、ほかの学校と同じカリキュラムとなるのか。

A： その生徒の能力に合わせて実施することになると思う。ガイドも例えば学校の後輩に対してできれば、より多くの生徒に興味をもってもらえると思う。

Q： 平和学習はなるべく早いうちから行うことも効果的と考えるが、小中学生には何か実施しているか。

A： 小中学生へのガイド養成講座は実施していない。6月に慰霊の日に併せ各学校は平和学習の取組を実施しているが、その一環として当資料館に来館することもある。

なお、ガイド養成の対象を高校生に絞った理由は、年間で数人程度と極端に来館者数が少なかったため、高校生を対象にしたという背景がある。

Q： 今回参加された2名の生徒の参加動機と講座を受けられた後の感想があればお聞かせ願いたい。

A： 2名はいずれも平和に関し意識の高い生徒だった。

高校に進学し、平和学習の機会が少なくなったときに平和ガイド養成講座が開設され、いいタイミングであったと思う。

その後、全国テレビで平和関連の番組に出演したり、八重山地域に伝わる悲しい歴史の歌を全国大会で意見発表したり、活躍の場を広げているようであり、とても嬉しく感じている。

Q： 沖縄県の公立学校の教員として採用された先生の中には戦争マラリアを知らないで、八重山地域に赴任される先生もいるのか。

A： 沖縄本島出身者や県外出身者で、戦争マラリアという言葉を知らない教員はいる。そこで、例年慰霊の日の前の4～5月に、新規採用の教員や異動してきた教員に平和祈念資料館の取組を周知している。

Q： 平和ガイド養成講座の参加者数が2名というのは少ないという認識か。

A： 率直に言って少ない。各学校に呼びかけて、地元新聞にも案内を掲載したが、結果は2名だった。今後、多くのガイドが必要であると考えるので、次年度以降も継続して実施する予定である。

5 平和に向けた取組に係る考察

戦争経験者が減少していく中で、次世代に戦争経験をどのように継承していくかは本県としても重要な課題と認識している。

そのような中、沖縄県の取組は、平和学習デジタルアーカイブや平和祈念資料館での資料の活用により戦争経験者に頼らない形で戦争体験を次世代に語り継いでいくものや、高校生平和ガイドを養成するなど若い世代自身の意識を高めていくことを積極的に進めるなど、意義深いものがあった。

また、公立学校では、ほぼ100%の学校が平和教育を行っており、各校が独

自の工夫を凝らした教育を行っているなど、沖縄ならではの後世への戦争経験を伝える取組が多く見受けられた。

今回の調査によって知りえた沖縄県の取組を参考しながらも、本県において、平和の大切さをどのようにして広く県民に、そして青少年に伝えていくかについては、考えさせられるものがあった。

今後、本県において、戦争の悲惨さを後世に伝えていくことは重要であると考え、そのためには、どのような取組が実施可能かつ有効なのかを考えていきたいと思った。

八重山諸島における津波防災対策について

日 時：平成27年 8月19日（水） 9時30分～10時15分

場 所：沖縄県八重山合同庁舎

対応者：沖縄県総務部八重山事務所総務課 安里氏ほか



(1) 八重山地区防災連絡会について

八重山地区防災連絡会は、八重山地方における気象その他自然災害の発生に備えて、平素から関係機関相互における連携体制の充実・強化に関する事項を協議することにより、防災業務の円滑な実施を図り、地域住民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的として設置した。



構成機関は、石垣市、竹富町、与那国町、石垣市消防本部、石垣島地方気象台、第十一管区海上保安本部石垣海上保安部、第十一管区海上保安本部石垣航空基地、沖縄県八重山警察署、内閣府沖縄総合事務局石垣港湾事務所、石垣市社会福祉協議会、沖縄県八重山事務所である。

以前は八重山地方ではなく石垣島防災連絡会としていたが、石垣島となると竹富町や与那国町が参加できないということで、八重山地方という形

にし、両町に参加いただいた。また、必要に応じて電力会社にも参加していただいている。

また、石垣島気象台を中心に、県、地元市町村3市町で防災気象講演会を毎年実施しており、津波災害、非難についての講義を石垣島や竹富町の小浜島、その他有人離島で職員が出向いて講演会を開催している。

(2) 津波防災マニュアルについて

平成14年3月に八重山地方に津波警報が発表された際、防災機関から避難の呼びかけをしたにも拘らず、避難しない住民・観光客が数多く見られ、津波に対する意識が低かった。この事態を問題視し、防災マニュアルという形で津波に対する意識を啓発していこうということで、このマニュアルを策定した。

現在のマニュアルは平成25年に改訂したが、平成14年以降は国からも指針が出され、平成23年の東日本大震災の発生を受け、内容を強化すると同時に、より読みやすい形にして気象台を中心に改訂作業を行った。

津波防災マニュアルの中身は、津波の基本知識、過去の顕著な津波の特徴、地震・津波情報の流れ・見方、津波災害の特徴、津波の高さと被害状況など、津波に関する基本知識をわかりやすい形でまとめられているが、今回の改訂では地震・津波関連の質問・回答Q&Aをページを割いて多く説明していることが特徴であるであり、工夫点と考えている。

なお、4月に地震が発生しその際津波警報が発令されたが、沿岸部の小学校、中学校や住民の方々の多くは避難場所に避難したということでこのマニュアルを策定した効果はあったと考えている。



(3) 質疑

Q： 観光客向けへの津波の避難についてはどう考えているか。

A： 観光客に対して津波の避難をどのように誘導するかは、以前からの課題となっている。

島々の各所に防災の案内板を配置するとか、津波発生の危険が生じた場合はスピーカーでアナウンスを行うのである等、地元ホテルや観光産業にも協力を得ながら、できるところからやっていくほかないと考えている。

Q： 避難の提示板のようなものは設置しているのか。

A： 石垣市内の海岸沿いに災害時避難ビルというものがいくつか存在し、この八重山合同庁舎もそのうちのひとつであるが、この敷地の表と裏に災害時避難ビルを示す案内板をできるだけ見やすいような形で、石垣市に設置していただいている。

Q： 文献によっては明和の大津波は津波の高さが80～90mにもものぼったとあるようだが。どのように考えているか。

A： 文献によってまちまちであり古い話なので津波の正確な高さは不明だが、このマニュアルでは一番有力だといわれる津波の高さ 30mと記載している。

Q： このマニュアルは、「津波の高さ 20cm でも子どもだと1 km 沖に流される」など素人が読むとびっくりするような内容で、非常に興味深いですが、どのような形でマニュアルを周知しているのか。

A： 石垣島気象台のホームページに掲載しており、沖縄県や石垣市などは、そのページにリンクする形でこのマニュアルを見られるようにしている。

Q： 住民に直接このマニュアルの存在や内容を知らせることは行っていないのか。

A： 防災気象講演会や避難訓練などを通じて、内容の周知は図っている。

Q： 平成 26 年度から自衛隊沖縄地方協力隊本部が参加しているが、その理由は。

A： 自衛隊は災害が発生した後に活動するが、防災連絡会の設置目的は防災なので合致しないことと、参加してもらうにしても本島からにな

るので、構成員には入れなかった。

しかしながら、防災と災害後の活動を区分することは難しく、災害発生後を想定しつつ防災対策をする必要があることや、災害発生時に自衛隊の協力は不可欠であることから参加していただいた。

常時集まるメンバーではないが、必要に応じて参加してもらいたいと考えている。

Q： この津波防災マニュアルの特徴は何か。

A： 分かりやすさである。JICA 職員が、平成 16 年のスマトラ沖地震で発生した津波被害後に、現地住民に津波について啓発する資料を探していたところ、このマニュアルが一番分かりやすいということで、現地語に翻訳され活用されたと聞いている。

Q： 防災気象講演会とは何か。また、どのような形式なのか。

A： 八重山地域を各エリアごとに分けて、概ね年 1 回程度、定期的に講演会を実施している。開催形式については、石垣島で開催する場合は島で一番大きな会場で実施する。竹富島や西表島等で開催する場合は各島にある公民館等に職員が出向いて実施する。なるべく多くの人に参加していただけるよう夜に開催することもある。

Q： 八重山地区防災連絡会というのは、例えば台風とかの津波以外の自然災害も対象なのか。

A： そのとおりで、特に津波に限定していない。

Q： 発生頻度から考えて台風の方が身近な自然災害であるが、連絡会も津波対策よりも台風の方に重点を置いているということか。

A： 台風に関しては毎年発生していることから、個人レベルでの防災意識は既に高く、家屋なども防災対策が進んでいると感じている。

連絡会でも「身近な災害だから」ということで台風に重点を置いていることはない。

(4) 考察

南海トラフ巨大地震や神奈川県西部地震等の大型地震の発生が懸念されることから、それに伴って発生する津波に対して効果的な対策を立てることは、本県にとって不可欠である。

そのような中で、八重山地区での沖縄県の取組は、気象台を含めた全て

の関係機関の協力の下で総合的な津波防災マニュアルを平易な文章で策定したことは特筆に値する。このことにより、津波に対する住民の理解も進み、4月に与那国島近海を震源とする M6.8 の地震が発生した際には、多くの住民が避難するなど、高い効果が認められたとのことであった。

またマニュアルの策定以外でも、八重山地区防災連絡会の活動を通じて国や市をはじめとする関係機関と連携して津波対策を進めており、これは大いに参考になるものであった。

本県でも地震防災戦略の改定が進められる中で、今回の事例を参考とし関係機関との連携をより深め、津波対策の効果的な対策を検討していかなければならないと実感した。